

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第30号

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例

寒川町道路占用条例(昭和63年寒川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,940円
	第2種電柱		2,980
	第3種電柱		4,030
	第1種電話柱		1,740
	第2種電話柱		2,780
	第3種電話柱		3,820
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	17
	地下電線その他地下に設ける線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,040
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,470

	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,460
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,310
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	3,470
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		310
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		420
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		730
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,040
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,080
	外径が2メートル以上のもの		4,160

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動	法第2条第2項第5号に規定する自動	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10
		運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		35
	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	2,780
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1,740
			地下に設けるもの	メートルにつき	1,040
	その他のもの			1年	3,470
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		占用面積1平方メートルにつき1年	210
その他のもの			330		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			$A \times 0.004$
		階数が2のもの			$A \times 0.006$
		階数が3以上のもの			$A \times 0.007$
	上空に設ける通路		2,150		
	地下に設ける通路		1,290		
	その他のもの		330		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方	430		

			メートルにつき 1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	430
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,310
	標識		1本につき1年	2,780
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日	43
		その他のもの	1本につき1月	430
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	43
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	430
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,310
		その他のもの		2,150
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	430

	1月	
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後

に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。